

佐賀県告示第二百九十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十二年八月二十七日

佐賀県知事 古 川 康

一 起業者の名称 玄海町

二 事業の種類 玄海町次世代エネルギーパーク（仮称）整備事業

三 起業地

(一) 収用の部分 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字太田、字タタラ及び字外津地内

(二) 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(一) 法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業は、佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字太田、字タタラ及び字外津地内における約一万千九百四十平方メートルの土地を起業地とし、太陽光等の新エネルギー設備や体験施設等を整備する玄海町次世代エネルギーパーク（仮称）整備事業（以下「本件事業」という。）であり、法第三条第三十二号に掲げる国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

(二) 法第二十条第二号の要件への適合性

本件事業は、核燃料サイクル交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第百九号）第三条第三項の規定に基づく地域振興計画において、玄海町が実施する事業として位置づけられた事業である。

また、同町が一般会計等により既に財源措置等を講じていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

（三） 法第二十条第三号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

既存施設である玄海エネルギーパークの原子力発電を中心とした展示に加えて小中学生をターゲットとした次世代エネルギーを学ぶ施設として来訪者の増加が見込めるとともに、薬用植物研究所（仮称）への視察又は見学による本件事業地エリア全体でのPR効果及び県内外からの交流人口の増加が期待できる。

交流人口の増加に伴い、地元漁港や農場、牧場などの地場産品の出荷又は販売による収益増加の可能性があり、また、本件事業地で導入されるポイントの利用範囲を玄海町全体に広げることにより、本件事業地から町の施設・商店街等へ、町の施設・商店街等から本件事業地への流れをつくり、まちなかを回遊するツールとして活用することにより、新たな産業創出も期待できる。

平成二十一年度から唐津・東松浦地区で実施されているエリア・ツーリズム・エージェンシー事業との連携による体験型観光の拠点とした事業が実施され、また、今回設置されるふるさとセンターでは、まちなか展開事業（ガイド付きのエコツアーなどの企画）や観光案内等を情報発信し、町内の観光拠点を結ぶことにより、本件事業地から町内へ人が回

遊する仕組みの構築が期待される。

玄海町では、住民や九州大学、佐賀大学、玄海エネルギーパークなどと連携して、エネルギー環境教育の教材の開発やイベントの開催等を協働して進め、また、手作り工作教室などの体験教室やふるさと農園において保育園や小中学校が地域住民の協力・支援のもとで本事業地の景観維持を果たすなど住民参加の体制を構築することにより、町民に親しまれる本事業地となり、新しい発想や新しい活動が生まれる拠点となり得る。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

#### イ 失われる利益

本事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び佐賀県環境影響評価条例（平成十一年佐賀県条例第二十五号）に基づく環境影響評価の対象事業ではなく、本件施設の性格上、悪臭・騒音等を生じる施設ではないが、起業者が任意に専門家による調査を依頼したところ、希少動物は生息していなかったが、希少植物については本事業地内の適切な場所に移植し、及び保存することとしており、周辺環境への影響は軽微なものと認められる。

また、埋蔵文化財については起業地内に遺跡分布は確認されていないことから、影響はないものと認められる。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 代替案との比較

本事業に係る起業地の位置、交通の利便性、事業費などを考慮して選定した三つの候補地について、社会的観点及び経済的観点から総合的

に検討した結果、立地条件及び交通の便がよく、かつ、事業費の安価な本件起業地が最も優れたものとして選定されており、その選定は適切なものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、事業計画についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであり、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

#### (四) 法第二十条第四号の要件への適合性

##### ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業に係る起業地の近隣において、平成二十四年三月末日に完成予定で整備が進められている薬用植物研究所（仮称）及び既存の玄海工ネルギーパークと本件事業との機能的連携を図るとともに来訪者がこれらの施設を一体的に利用することができるよう早期に本件事業を施行する必要性があると認められる。

また、地元区長から早期実現を求める要望書も提出されている。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要性があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

#### 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

玄海町役場 財政企画課